

総務文教厚生常任委員会記録

- 1 日 時 令和7年10月3日(金) 午前9時00分～午後0時22分
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 出席委員 (委員長) 坂ノ井 徳
(副委員長) 岡本 泰行
(委員) 篠脇 丈毅 田中 晴美 長友 光子
平井 保彦 山本 達也
- 4 委員外議員 平岡 実千男 藤沢 宏司
- 5 執行部(19人)
 - (市民部) 部長 藤森 斉
市民生活課 課長 應潟 雄一
課長補佐 河野 節子
課長補佐 佐伯 賢紀
課長補佐 村田 恭子
税務課 課長 磯部 理子
課長補佐 安達 和博
課長補佐 吉村 忠雄
課長補佐 井上 大輔
 - (健康福祉部) 部長(社会福祉事務所長) 益田 昌明
社会福祉課 課長 山本 直邦
課長補佐 守田 衆司郎
こどもサポート課 課長 岩原 幸枝
課長補佐 西田 朗進
高齢者支援課 課長 藤井 裕久
課長補佐 神岡 奈美
健康増進課 課長 上田 芳枝
課長補佐 平村 教幸
西福祉センター 館長 廣中 美幸
- 6 議会事務局(2人)
次長 寺岡 富美 書記(主査) 松本 航
- 7 協議事項
 - 1 【付託議案等】
 - (1) 認定第 3号 (分割付託) 令和6年度柳井市一般会計歳入歳出決算認定について
 - (2) 認定第 4号 令和6年度柳井市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
[市民生活課]
 - (3) 認定第 6号 令和6年度柳井市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
[高齢者支援課]
 - (4) 認定第 7号 令和6年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
[市民生活課]

(5) 請願第 1 号 上関の使用済核燃料中間貯蔵施設計画への反対決議を求める請願書

2 【閉会中の付託調査事項について】

- (1) 市民生活に関わる社会福祉について
- (2) 環境に関する調査について

3 【その他】

(開会 午前9時00分)

委員長 (坂ノ井 徳) 定刻がまいりました。委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」 】

委員長 (坂ノ井 徳) 10月1日に引き続き、総務文教厚生常任委員会を開会いたします。各委員の皆さん、執行部の皆さんには、大変お忙しい中、御出席くださいますこと、誠にありがとうございました。

また、本日の会議に、2名の委員外議員さんより、出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可したいと思います。本日は、最初に健康福祉部、次に市民部、最後に請願の審査を行いたいと思います。発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言していただきますよう、お願いいたします。

それでは、ただ今から健康福祉部関係の審査を行います。まず、分割付託となっております認定第3号令和6年度柳井市一般会計歳入歳出決算認定について、執行部から補足説明がございましたら、決算書の順を追って、簡潔明瞭をお願いいたします。

また、歳出に係る歳入につきましては、特に補足説明等が必要と思われる部分がありましたら、歳出にあわせて説明をお願いします。

委員の皆様には、御質疑、御意見等を活発にいただき、十分な審査をしていただきますようお願いいたします。

それでは執行部よろしく申し上げます。

社会福祉課長 (山本 直邦) 決算書の概略について、御説明申し上げます。決算書142号から145号、3款、1項、1目の社会福祉総務費でございます。

高齢者支援課長 (藤井 裕久) 決算書142、143号をお願いいたします。1目社会福祉総務費のうち、高齢者支援課に係るものにつきましては、黒島会館の維持管理の経費及びふれあい広場管理運営に関連する経費でございます。このうち、12節委託料の旧喜楽荘排水管撤去業務委託料は、旧喜楽荘隣接内の民地に敷設していた旧喜楽荘の排水管を、敷地所有者からの要望により撤去したものでございます。その他は、概ね予算通りの執行となっております。

社会福祉課長 (山本 直邦) 続きまして、145号上段をお願いいたします。不用額の主なものは、18節負担金補助及び交付金の中段、社協職員雇用費補助金に約40万円の不用額が出ておりますが、大きな自然災害等がなかったことから、時間外勤務手当等が不用となったものでございます。続きまして、同じく145号の2目身体障害者福祉費、3目知的障害者福祉費及

び4目精神障害者福祉費でございます。2目身体障害者福祉費、19節扶助費でございますが、補聴器の修理のみのため不用額がございましたが、その他は概ね予算どおりの執行となっております。続きまして、146号から149号にかけての5目障害福祉費でございます。149号をお願いいたします。149号上段、18節負担金補助及び交付金でございます。上から3番目の介護給付費でございます。元々の予算も非常に大きな予算規模となっており、障害者福祉の中心的な支援策となっております。見込みの立てにくさもあり、不用額が生じておりますが、予算を確保した上で、適正な予算執行に努めております。その下の訓練等給付費、また、その下の障害児通所支援給付費につきましては、概ね適正に予算執行を行っております。サービスの必要額の見込みを立てることは、困難な部分があることはこれまでと変わりませんが、これらの障害福祉サービスにつきましては、これまで着実に利用実績が伸びてきており、予算もその伸びを見込んでお願いしております。続きまして、19節扶助費についてでございます。本節の大きな不用額は、上から4番目の更生医療費については、約3,500万円の予算に対しまして、約350万円の不用額がございました。医療費に係ることで見込みが困難な場合があり、推移をみながら予算確保に努めてまいります。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 150、151号をお願いいたします。8目老人福祉費でございます。17節備品購入費のポータブルベッド購入費につきましては、高齢者おでかけサポート事業を実施する中で、平郡島から外出する際、本土側で高齢者のおむつを交換する場所がないとの御意見を受けておりました。これによりまして、柳井港ポートビル多目的トイレで使用できるポータブルベッドを購入したものでございます。続きまして、152、153号をお願いいたします。19節扶助費の老人施設委託料は、措置対象者の減少により不用額が生じております。27節繰出金の不用額につきましては、介護保険給付費の支出額が予測を下回ったことや、事務費の支出が抑えられたことなどにより、介護保険事業会計への繰出金が減少したことによるものでございます。続きまして、9目大畠総合センター運営費でございます。概ね予算通りの執行となっております。

社会福祉課長（山本 直邦） 続いて、同じく152号中段の10目人権啓発費でございます。概ね予算どおりの執行となっております。

西福祉センター館長（廣中 美幸） 続きまして、同じく152号下から155号にかけての11目西福祉センター運営費について説明いたします。西福祉センターの維持、管理、運営に係る予算を執行いたしまして、概ね例年通りの執行となりました。155号の12節委託料のうち、実施設計委託料は西福祉センター電気設備の改修工事に係る設計委託料でございます。

社会福祉課長（山本 直邦） 続いて、154号の下段から157号上段の12目厚生諸費につきましては、概ね予算どおりの執行となっております。続いて、156号の13目低所得者支援及び定額減税補足給付金事業費、156号下段から159号上段にかけての14目物価高騰対応重点支援給付金事業費でございます。両事業ともに、国の給付金事業でございます。対象や給付額などそれぞれの事業内容につきましては、恐れ入りますが決算成果説明書の37号に掲載しておりますので説明させていただきます。基本的には、国の物価高騰対策事業でございますが、一部定額減税に係る調整給付分として給付金を支給しております。国、県等と情報を共有しながら、

それぞれの時期や対象者が異なるため、事業を円滑に行うため確認作業を行い、また、周知や問い合わせに対しても、丁寧な対応を心掛け、遂行いたしました。

こどもサポート課長（岩原 幸枝）　　続きまして、決算書158頁、159頁を御覧ください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。1節の報酬の放課後児童支援員報酬(会計)でございますが、令和6年4月からの開所時間の延長に対応するため、予算をお願いしましたが、想定よりも早く閉所となるが多かったことにより、不用額が生じております。続きまして、12節委託料につきまして、不用額の主なものを御説明いたします。下から4番目の私立保育所委託料は、市内私立保育園9園の運営費を支弁するものでございまして、入所児童の年齢や人数、保育所施設の規模等により、所要額が大きく変動することから予算を正確に見積もることが困難であり、約203万円の不用額が生じております。続きまして、161頁の上から2番目の児童クラブ事業委託料でございます。児童クラブの開所時間の延長や処遇改善を見込んで予算計上いたしましたが、実績により約339万円の不用額が生じております。児童クラブ事業委託料の3つ下の一時預かり事業委託料(保育所)でございます。これは、未就園の児童について、保護者の疾病や学校行事、冠婚葬祭などで家庭での保育ができない場合に、一時的に保育所でお預かりする事業ですが、実績報告の結果、当初想定していたほどの利用がなかった園があったことから、約137万円の不用額が生じております。一番下の子育て応援ヘルパー派遣事業委託料でございますが、令和5年度まで産褥期ヘルパー派遣事業として実施しておりましたが、令和6年度からは、対象者について、育児をお願いする人がいない3歳未満の児童または保育園に通っていない3歳以上の児童を養育する者等に拡大して実施しております。年度末までにまとまった申請にも対応できるように、準備しておりましたので、約118万円の不用額が生じております。次に、18節負担金補助及び交付金につきまして、不用額の主なものを御説明いたします。上から2つ目の施設型給付費負担金でございます。これは、新制度に移行された幼稚園の運営費を負担するものでありますが、年末から年度末にかけての幼稚園等の新規入園児数や、物価高騰、人事院勧告を踏まえた公定価格の単価改正の増額幅を見込んで予算をお願いしておりましたが、実績により約340万円の不用額が生じております。その下の施設等利用費負担金でございます。これは幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用料等を給付するものでございますが、利用者が見込みよりも減少したため、約306万円の不用額が生じております。負担金補助及び交付金の中段の民間保育サービス施設利用者保育料助成金でございます。これは、認可外保育施設の利用者に対し、保育料を助成するもので、保育料の無償化に伴いまして、令和6年9月から助成額の上限額を引き上げるとともに、対象を事業所内保育施設や市外の認可外保育施設に拡充を行いましたが、見込みよりも利用者が少なかったため、約387万円の不用額が生じております。続きまして、162頁、163頁の2目児童措置費でございます。児童手当につきまして、制度改正に伴い、令和6年10月分から所得制限の撤廃、支給対象を高校生年代まで拡大、多子加算の額等が変更となりました。不用額の主なものは、19節の扶助費で児童扶養手当、乳幼児・子ども医療費等の実績によるものでございます。続きまして、3目母子福祉費でございます。不用額の主なものは、19節扶助費でございます。予算未執行のため、ここには記載がございませんが、母子生活支援施設措置費につきまして、約147万円の不用額が生じております。これは、母子生活支援施設を利用

される世帯のために準備しておりましたが、年度末までに利用される世帯がいなかったことによるものでございます。162号から165号にかけての家庭児童相談室費につきましては、概ね予算どおりの執行となっております。続きまして、164号から167号にかけての5目柳井南保育所費でございます。柳井南保育所において、保育士等の業務の負担軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するために、保育ICTシステムを導入しております。このシステムでは、保育日誌など保育に係る計画や記録に関すること、園児の登園及び降園の管理に関すること、そして保護者との連絡に関することを行っております。続きまして、166号から169号にかけての6目大島保育所費でございます。大島保育所においても、柳井南保育所と同様に保育ICTシステムを導入しております。

社会福祉課長（山本 直邦） 続きまして、170号から173号にかけて、3項、1目生活保護総務費、2目扶助費でございます。こちらも概ね予算どおりの執行となっております。令和6年度中の被保護者数は、一定の推移で経過しておりますが、その構成は高齢者が中心となっておりますので、医療費負担がどうしても多額となり、その費用は中々見込めないところがございます。同じく173号中段の4項、1目災害救助費でございます。社会福祉課においては、同号中段の19節扶助費に該当する支出がございます。火災が5件ございまして、災害見舞金を支出しております。

健康増進課長（上田 芳枝） 続きまして、172号から175号にかけて、4款、1項、1目の保健衛生総務費でございます。不用額の多いものとして、まず、12節委託料ですが、平郡島内で患者を移送する業務として患者移送業務委託料を計上しておりましたが、6年度は実績がなく、未執行となっております。続いて、18節負担金補助及び交付金ですが、多いものとして、上から2つ目の救急安心センター事業負担金の不用額が約72万円ございます。これは、救急安心センター#7119の運営費負担金で、県の入札減により市町負担金が軽減されたことによるものとなります。続いて、175号上から5つ目の産科医等確保支援事業費補助金に73万円の不用額が生じておりますが、これは周東総合病院の分娩件数に応じて補助していますので、実績によるものとなります。一番下の医療提供体制支援事業費補助金は、約200万円の残額が生じております。これは、周東総合病院の産科常勤医師及び小児科常勤医師の雇用に係る費用を補助するものですが、産科常勤医師2人分の雇用に係る給与費の実績により不用額が生じました。なお、決算成果説明書の50号、(4)周産期医療体制整備事業（周東総合病院）に補助金交付実績等を載せております。続いて、決算書にお戻りいただいて、174号から177号にかけて2目の保健対策費でございます。残額の多いものとしては、12節委託料になります。主なものは、このページの一番下の個別予防接種委託料に約1,585万円の不用額が生じています。これは、新型コロナワクチンや子宮頸がんワクチン予防接種の実績により生じたものとなります。新型コロナワクチンについては、2月末まで実施しますので、接種費用が見込めないことから不用額が多くなっております。次に、177号の1つ目の抗体検査委託料に約60万円の不用額が生じております。これは、風しん抗体検査の実績によるものですが、予防接種や検査をされる件数の把握が難しいことから不用額が生じております。続いて、18節負担金補助及び交付金です。残額はあまりありませんでしたが、上から3つ目の予防接種後健康被害救済医療費負担金について御説明いたします。これは、新型コロナワクチンの接

種により健康被害を受けられた方に対するもので全額、国から支給されます。調査委員会は令和5年度に実施していましたが、令和6年度になってから国から認定されたため、12月補正で対応いたしました。下から2つ目の予防接種補助金については、子宮頸がんの定期接種の積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方が自費により任意接種をされた場合に費用を還付するものです。この制度は令和7年3月までとなっておりますので、令和6年度で終了いたします。175頁に戻っていただき、前年度からの繰越明許費について御説明いたします。10節の需用費、11節の役務費、177頁12節の委託料に繰越明許費を計上しておりますが、これは、新型コロナワクチン特例臨時接種に係るもので、令和5年度末で事業は終了いたしました。審査支払手数料や予防接種委託料など、請求時期により5年度中に支払いが完了しないことから繰越をし、支出したものとなります。続きまして、176頁から179頁にかけての3目母子保健費でございます。残額の多いものとしてはまず、1節報酬でございます。これは、助産師の途中退職や勤務状況により助産師報酬に残額が生じました。続いて、12節の委託料では、妊婦健康診査委託料及び産婦健康診査委託料について、健診実績により残額が生じております。続いて、179頁の18節をお願いします。下から2つ目の出産・子育て応援給付金に135万円の残額が生じていますが、こちらは給付実績によるものとなります。続いて、19節扶助費についても、不妊治療扶助及び未熟児療育医療費の実績に応じて不用額が生じております。続きまして、同じページの5目、保健センター運営費でございます。こちらは残額はありますが、10節需用費のうち、修繕料の主なものについて御説明いたします。事務室及び消毒室の空調設備の改修費として214万5,000円を支出しております。その他の保健センター運営費の経費の支出は、例年通りの支出となっております。続きまして、184頁から187頁までの9目応急診療所運営費でございます。残額の多いものは、10節需用費のうち、一番下の医薬消耗品費となりますが、こちらは購入実績により生じたものとなります。12節委託料については、例年下から2つ目の診療業務等委託料に残額が生じることがありますが、こちらは、令和6年度については年末年始にインフルエンザなどの感染症患者が多く、医師の出務が増えたため、ほぼ予算どおりの支出となっております。続いて、186頁から189頁の10目平郡診療所運営費でございます。まず、1節報酬については、会計年度任用職員の看護師の出務実績や、年度途中に看護師1人が退職したことにより、残額が生じております。続いて、10節需用費では、下から2つ目の医薬材料費に約450万円の残額が生じております。こちらは、医薬品の購入実績によるものですが、年度末まで見込みがたたないため、残額が多くなっております。続いて、12節委託料ですが、下から2つ目の医療事務委託料について、診療報酬の算定や診療報酬明細書点検の医療事務を外部委託しておりますが、従事時間の実績により残額が生じております。続いて、13節使用料及び賃借料では、予算計上をしていただきました酸素濃縮装置借上料約56万円ですが、こちらの支出が無かったことにより残額が生じております。続いて、189頁の18節負担金補助及び交付金では、医師派遣負担金で残額が生じております。こちらは、平郡診療所医師の診療実績によるもので残額が生じております。以上で、決算認定に関する説明を終わります。

委員長（坂ノ井 徳） 　ただ今の説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 2点あるんですが、1点目は西福祉センターの運営費です。西福祉センターは古い建物で、相当手を入れないとうまく運営できないと思いますが、あと残りはどういうものがあるか教えていただけますか。

西福祉センター館長（廣中 美幸） 令和6年度に電気設備の設計業務を委託しました。今年度、電気設備ですが、キュービクルと分電盤の改修工事を行います。それと、令和7年度中に今、委託契約をしているところですが、建物全体の耐震工事と老朽化による改修。老朽化による改修は、1階の和室をバリアフリー化することと、建物に4箇所トイレがありますが、そのトイレの洋式化、それと、平成30年度まで児童館として利用されていた部屋を一般の貸出の部屋として今使っておりますが、それについては相当老朽化しておりますので、主に床の張替えですが、そういったことを予定しております。

委員（篠脇 丈毅） およそ先が見えてきていると思うんですが、今後の事業費はどのくらいを見積もられていますか。耐震工事とかを含めて、必要な経費ですね。

西福祉センター館長（廣中 美幸） 今年度の設計については、耐震化、老朽化の改修に関する設計業務については、1,900万円。実施計画上の数字ですが、耐震化・老朽化に関する工事請負等の費用については、約1億3,000万円を見込んでいます。

委員（篠脇 丈毅） ありがとうございます。2点目は、市立保育所と民間保育園の保育士さんの賃金格差についてです。選挙の度に職員さんや福祉関係の皆さんの待遇改善が叫ばれていますが、いわゆる民間で働く方の給与ベースと市職員の保育士さんの給与ベースと格差がどのくらいあるか教えていただけませんか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 処遇改善につきましては、公定価格等で補助しておりますが、実際にどのくらいの格差があるかということは今、把握しておりませんので、また後ほどお調べいたしまして、お答えしたいと思います。

委員（篠脇 丈毅） 実は、市町村のそういう事務の中で非常に大きい部分、給与格差とかによって働きやすい職場にしていくということが政府の狙いだらうと思います。やはり、その辺を十分に把握した上で、支援をするなり、そういう方向を出さないといけませんから、ぜひ閉会中の調査でもこの項目がありますので、課長さんひとつよろしくお願いします。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

委員（長友 光子） 144号の一番下の精神障害者福祉費ですが、9,000円計上されてすべて不用額になっているということですが、これはどういうことですか。福祉政策を計画していないということですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 基本的に精神障害につきましては、市で対応するものではございません。県の方で、市も全く関係ないわけではございませんので、連携する意味で事務経費を計上し、予算執行がなかったということでございます。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

委員（長友 光子） 決算書の185号です。以前もお尋ねしたこともあるんですが、応急診療所の運営についてですが、去年は特にインフルの流行で年末年始が大変込み合っただけで診てもらえないと、徳山中央で診てもらったとか、そういうことが起こったというのを数多く聞いていますが、その辺の対応についてはお考えですか。

健康増進課長（上田 芳枝） 昨年度の年末年始にかけては、インフルエンザ及び新型コロナウイルスの蔓延により、感染症の方が多く、電話受付等で受付ができないという状態にありました。医師も、当直ではない医師に執務していただき、対応に当たっていただきましたが、それでも時間中に全員を診ることができず、やむを得ず、翌日という回答をさせていただいたりしております。今後は、そういった時の対応としては、やはり周東総合病院等の近隣の大きな医療機関とも連携しないといけませんので、年末年始にかけて今後、対応等お願いしてまいりたいと考えております。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

委員（平井 保彦） 南保育所と大島保育所なんですが、保育ICTシステムを導入しましたというお話だったんですが、この導入によってどのくらい業務の効率化が図れたのか、その辺りはどうだったんでしょうか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 数値によるものではないのですが、登園や降園の管理というのは、かなり分かりやすくなっております。いつ来られるか、お迎えがいつ頃なのか、システムにより把握することができますので、管理がやりやすくなっております。保育日誌等のお知らせにつきましても、写真を掲載しておりますので、子どもたちが遊んでいる状態等を写真によって見ていただくことができるというメリットは、かなりあると思います。

委員（平井 保彦） 175万の保健対策費、個別予防接種委託料がコロナワクチンで1,585万円残があったというお話だったと思うんですが、どのくらいの予防接種の接種者があり、どのくらい見込みが違っていたのか、その辺りはどうなっているんでしょうか。

健康増進課長（上田 芳枝） この1,500万円が新型コロナワクチンだけではなく、子宮頸がんワクチンも含まれております。新型コロナワクチンの接種率については、人数ではないんですが、全体で4,000万円くらいの見込みでしたが、実際は1,100万円くらい残ってしまったということです。接種率はインフルエンザよりはかなり低くなります。今日資料は持ってきておりません。申し訳ございません。

委員（平井 保彦） 子宮頸がんワクチンにしる、コロナワクチンにしる、ネット等でいろいろな情報が流れている中で、市として今後どう皆さんに接種のお知らせしていくのか、その辺りはどのようにお考えですか。

健康増進課長（上田 芳枝） 新型コロナワクチンに関しては、この10月から接種が始まります。やはり、蔓延してくると予防のためには、していただいた方がいいですが、定期接種とはいえ、義務ではなくなっていますので、その辺は蔓延状況に応じて、勧奨まではできませんので、広く広報、ホームページ等で、特に持病等がある方については、接種していただくよう勧めていきたいと考えています。また、子宮頸がんワクチンについても、現在のところは接種を再開していますので、年齢に応じて接種していただくよう広報等で啓発していければと考えています。

委員（平井 保彦） 179万の母子保健費の中の扶助費で、不妊治療扶助は何人くらいの方が扶助費をもらったのか教えてください。

健康増進課長（上田 芳枝） 決算成果説明書の59頁に実績を載せています。不妊治療に助成した件数としては、18件となります。これも、扶助費全部がこちらで残ったのではなく、未熟児、養育医療費も同じく残っているんですが、見込みというよりは実績として上がってこない

とわかりませんので、補正での減額は難しいということです。

委員（平井 保彦） 不妊で悩んでいる方も結構いらっしゃるだろうと思いながら、その辺りよく周知をされて、積極的に件数を増やすというものではないかと思うんですが、その辺り少し工夫されたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

健康増進課長（上田 芳枝） 不妊治療費助成については、令和4年4月1日から特定不妊治療が保険適用になっております。そういったことから、一般の人も受けやすい制度になっているのではないかと思います。今後も広報等でこういった制度があるということを積極的にお伝えしていきたいと考えております。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

委員（岡本 泰行） 177条18節の予防接種後健康被害救済医療費負担金というのがございますが、柳井市においてのコロナワクチンによる接種後の健康被害というのは、前の上田課長に聞いた時にはないと言われたんですが、それ以降も接種後の健康被害の申請はないのでしょうか。

健康増進課長（上田 芳枝） 今、御説明しました1件については、令和5年度に被害の申請があり、6年度になって認定されたものです。今年度になって1件申請が出ており、国に進達しております。結果はまだ出ていませんが、関連が疑わしいということで、県を通じて国にあげております。今のところその2件が、コロナワクチンに関する健康被害ということでの申請件数となります。

委員（岡本 泰行） 今、アメリカではコロナワクチンを妊婦さん等には積極的に推奨しないとか、それで今、厚生労働大臣もコロナワクチンの予防効果があるかどうかは、ファイザーの会社のことだからわからないとか無責任なことを言っています。これから、メッセンジャーRNAの入った、逆にいうとインフルエンザの予防接種にさえもメッセンジャーRNAの方の5つくらいの候補にあげておりますが、これも外国では、ほぼ使わない方向に向かっていきますよね。これは国がやることだから市の方からするとすごく気の毒なことだと思っただけで、泉大津市では、市長自らがいろいろな情報を収集して、市長の考えとして発信をされておりますよね。私たちはSNS等である程度の知識は入るけれども、ほとんどの市民の方はそういう情報は入らないと思うんですよね。だから、これからは少しずつ、国が言うことだけをやっているのでは、いろいろと後になって分かった時に、すごく大変だと思うんですよね。浜松市や秋田県だったか、どこかの町では、今までのワクチンの接種者のロット番号とか、亡くなられた方がおったら、何日目に亡くなられたとか情報公開している町がありますよね。だから、柳井市においても将来この件について、訴訟が起きた時には、今まで打たれた方の市が関与した部分だけはロット番号とかの記録を残しておかないと、後から大変なことになると思うんですが、柳井市ではそういう記録はあるのでしょうか。

健康増進課長（上田 芳枝） 新型コロナは臨時接種の間も記録がありますし、定期接種になって以降、新型コロナに関わらず定期接種のものについては、市の方に返ってまいりますので、そこにロット番号等を医師がシールを貼るようになっていきますので、記録としては残っていきます。

委員（岡本 泰行） そうしたら、市の方にそうした市民の方の記録がデータとして残してあると

というのは、間違いないですか。

健康増進課長（上田 芳枝） 健康管理システムに定期接種等、市が費用を負担する部分については、先ほど言いました問診票が返ってきて、接種の委託料を払いますので、そこに何のワクチンを使ったとか、特に新型コロナワクチンの臨時接種については、各個人の方と問診票の方に貼るようになっていましたので、そういった記録は残っております。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

委員（山本 達也） 145号、20節の貸付金、高額療養費つなぎ資金貸付金と法外援護資金貸付金についてはきちんと回収できているんですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 山本委員のおっしゃいます高額療養費つなぎ資金貸付金、法外援護資金貸付金につきましては、毎年度予算計上しまして、市社協の方で貸付業務を行っている所でございます。ちなみに、6年度であれば高額療養費つなぎ資金貸付金が10件、法外援護資金貸付金が43件ございました。例えば、国保のつなぎ資金でいえば、病気になられまして、高額療養費の支払いが困難な方に無利子で使うという制度でございます。実際、市社協に確認いたしました、基本的には回収しておる所でございますが、なかなかすべて回収できないいろいろな事情がございますので、その辺りは私どもも把握しながら、返済について市社協と連携して事情がある方についても、お返しいただくということで、進めておるところでございます。

委員（山本 達也） 当然、状況が厳しいからお借りになると思うんですが、基本的には回収するのは当たり前のことであって、じゃあ回収率はどのくらいなんですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 今は把握しておりません。

委員（山本 達也） やはり、その辺も無利息で貸し出している資金ですから、その場ではいろいろな状況があって一時的なものでお借りになると思うんですよ。だから、非常に助かる制度なんですけど、やはり回収のところもきちんと考えていかないと、目配りしていかないと、ただ湯水のごとく配ればよいというものではないと思うんですよ。その辺のところをしっかりと把握してください。続けて、151号の12節委託料の平郡デイサービス運営委託料の利用者数はどのくらいなんですか。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 決算成果説明書の44号をお願いいたします。年間でございますが、実利用者数が21名、延利用者数が1,026名ということになっております。

委員（山本 達也） その数字が多いのか少ないのか、環境によって違うと思うんですが、たまに平郡に行かせていただくんですが、かなり高齢者の方も多いうように思うし、また、高齢化率も御承知のように高いので、きちんと職員さんの確保もして、島民の方が利用しやすいような状況を確認してあげて欲しいなど、これは要望でいいです。それから、171号、19節扶助費の医療扶助の対象者はどういう方なんですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 対象者は被保護者の中で、通常診療に係る方で高齢者が7割ということになります。やはり、医療に係る方がお薬であったり、通常定期的に診療される方、また、入院患者がその中におりますので、そういった負担が大きいものと考えられます。

委員（山本 達也） 被保護者と説明があったんですが、そうすると2億7,689万2,689円の実績ではあるんですが、この中のお薬でジェネリックの処方ですよ。これの利用率はわ

かりますか。

社会福祉課長（山本 直邦） そこまでは把握しておりません。

委員（山本 達也） であるなら、そういった推進とかはされてはおるんですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 国、県等から推奨の話はございますので、できる限りそういう使い方をするようにということで、今、お医者様も来られておりますので、定期的に生活保護の相談医の先生ともそういう話もございますので、審査をしていただいている所でございます。

委員（山本 達也） ジェネリック、後発品という考え方で当初は効能的にどうなのかと問題視されたこともあるんですが、私はほとんどジェネリック希望でやっていますよ。それは、なぜかという研究費に最初かかるだけであって、後のほうは、より効能も良くなっているんでないかなというふうに思っているし、もっと周知をされるべきだと思っています。ただ、会議等と言っているだけでなく、もう一步踏み込んでもらってもいいのではないかなと思います。選択権があるんですから、そうは言えあまり言えないんですけども、ちょっと医療扶助費が高額だなと感じたところです。

社会福祉課長（山本 直邦） 山本委員からの御発言の中で、私どもも今まで、高額な医療費これも国が4分の3ですが、結局、市の財源として4分の1支出することになりますので、できる限りそういったことに努めて、相談医等とも相談しながらやっていければと思います。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようございましたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 189名の医師会負担金6万6,000円出てますよね。お医者さんいないですよ。けど、医師会には負担金は払うんですか。

健康増進課長（上田 芳枝） 平郡診療所の医師として、周東総合病院から派遣していただいますが、その医師が管理者となりますので、診療所に医師がいないということではありません。今、派遣されている医師の医師会に入るための負担金となります。

委員外議員（藤沢 宏司） 医師会は二重取りみたいなことですか。お医者さんにかかってくるんですしたらそうなりますよね。病院に医師が派遣されてくれば、すべて負担金を払うという考えなのですか。

健康増進課長（上田 芳枝） 医師も加入しているんですが、診療所自体も医師会に加入して保険手続等をしていただくので、医師会には加入することになります。平郡診療所の医師は卒業後、まだ間がないので、そういった減免制度もありますので、二重に払っているわけではありません。

委員外議員（藤沢 宏司） これ以上言いませんが、我々はそういうふうな感覚で受け取りました。145名の負担金補助及び交付金の社協職員雇用費補助金について、3,500万円くらい出ていますが、これって社協の職員さんの人件費はすべてこれで賄っているということですか。

社会福祉課長（山本 直邦） これは、社協職員7名とパート1名の雇用費の補助金となります。他に総合福祉センターの中に職員はいますが、違う分野も入っていますので、この補助金に關しては社協職員7名、パート1名分でございます。

健康増進課長（上田 芳枝） 先ほどの医師会の負担金について、訂正させていただきます。先ほど医師と言いましたが、これは診療所としての負担金となります。なので、平郡東診療所1件分、西診療所1件分、診療所として負担金を支払っておりますので、医師が何か所かに勤務していた場合に二重になるということではありませんので、訂正いたします。

委員外議員（藤沢 宏司） もう1件、175万の救急医療施設運営費補助金で、病院群輪番制とあるんですが、これは周東病院だけですか。

健康増進課長（上田 芳枝） 救急医療の輪番体制は現在の所、二次救急の指定を受けている周東総合病院のみで行っています。

委員外議員（藤沢 宏司） 昔は、大和病院かどこかもあったと思うんですが、1つになってもやっぱり病院群輪番制というのは外せないんですか。名称としたら。

健康増進課長（上田 芳枝） おっしゃるとおり1か所になっても輪番制という名称となります。これとは別に救急告示病院という指定を受けているところでいうと、周東総合病院と柳井保健医療圏では大島病院、東和病院の3か所があります。ただ、輪番制となると周東総合病院のみとなっております。以前は、大和総合病院と柳井医療センターの3か所で輪番制を行っていましたが、柳井医療センターについては、10年以上前に輪番制をやめていらっしゃいますので、現在のところ、周東総合病院の負担が大きくなっております。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

委員外議員（平岡 実千男） 1点ほど、186万の平郡診療所運営費なんですが、決算成果説明書の方では61万で利用状況があるんですが、平郡診療所のオンライン診療の5年度と6年度を比べるとずいぶん減っているんですが、その辺の理由がわかれば教えてください。

健康増進課長（上田 芳枝） 令和6年度に関しては、台風等が少なくフェリーの欠航がなかったので、オンライン診療が少なかったと聞いております。また、医師の体調不良で医師が行けないうきにもオンライン診療を行っていますが、そういった行けないということが極端に少なかったとも聞いております。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、認定第3号中の健康福祉部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって、認定第3号中の健康福祉部所管部分については、全員異議なく認定すべきものと決しました。ここで10分休憩をいたします。できるだけお集まり次第、再開したいと思います。

（ 休憩 午前10時07分 ）

（ 再開 午前10時15分 ）

委員長（坂ノ井 徳） 再開いたします。

健康増進課長（上田 芳枝） 委員長、先ほどの平井委員からの御質問で新型コロナワクチンの接種率についてありましたが、分かりましたのでお答えします。新型コロナワクチンの接種率、令和6年度に関しては19.6%でございました。

委員長（坂ノ井 徳） それでは、認定第6号、令和6年度柳井市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

高齢者支援課長（藤井 裕久） それでは、介護保険事業勘定から御説明いたします。歳入を申し上げます。決算書の310、311を申し上げます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料ですが、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の基準額を設定しております。基準額は前年度の第8期と変わらず月額5,100円、年額6万1,200円でございます。続きまして、決算成果説明書の143を申し上げます。2項に保険料収納状況を掲載しております。保険料全体の収納額は、前年度と比べ1.52%の増加となっております。これは主に、第9期介護保険事業計画において、介護保険料の所得段階別区分をこれまでの10段階から13段階に増やし、9段階以上につきましては合計所得金額の基準を見直すとともに、新設の11段階以上はより高い保険料率を設定したことによるものでございます。なお、第1段階から3段階までの低所得者の保険料負担につきましては、前年度よりも引下げとしております。過年度分を含む合計収納率は前年度よりも0.13ポイント増加し98.58%となっております。それでは、決算書310、311をよろしく申し上げます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金ですが、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、後期高齢者率や所得段階区分により算定される交付金となります。標準では、介護給付費の5%が支給されます。本市では、全国に比べ後期高齢者の割合が高く、低所得者が多い傾向であることから、令和6年度は7.79%の調整率での交付となりました。なお、介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用につきましても、総合事業調整交付金として実績に応じ、同率で交付されております。続きまして、314、315を申し上げます。7款繰入金、3項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金です。介護給付費に不足が生じたため、介護給付費準備基金を取り崩して繰り入れを行っております。続きまして、歳出を御説明させていただきます。318、319の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。3節職員手当等の不用額は、主に介護認定審査会開催の回数の減少に伴いまして、時間外勤務手当が見込みよりも少なくなったことによるものでございます。下段の3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、1節報酬の介護認定審査会委員報酬の不用額も、認定審査会の開催数が予定よりも減少したことによるものでございます。320、321を申し上げます。2目認定調査等費、11節役務費の不用額は、主にかかりつけ医意見書文書料で、要介護認定の申請件数が想定よりも少なかったことから、介護認定審査に必要な医師意見書の作成依頼件数が見込みよりも減少したことによるものでございます。12節委託料につきましても同様の理由により、不用額が生じております。その下の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5までの方の介護サービスに係る経費を支出する項となります。1目居宅介護サービス費の支出につきまして、令和5年度より約3,400万円の増加となりましたが、5目施設介護サービス給付費の増加の影響もあり、想定よりも給付が伸びず不用額が生じております。なお、介護サービス等諸費の支出額

は、令和5年度決算と比較しまして、約1億760万円の増額となっております。次に322、323号をお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1及び要支援2の方の介護サービスに係る経費を支出する項となります。支出額につきましては、令和5年度決算と比較しまして、約219万円の減額となりました。326、327号をお願いいたします。3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節負担金補助及び交付金の不用額は、主に介護予防・生活支援サービス事業費負担金でございます。訪問型サービスの利用者数が想定よりも少なかったことが影響しております。2目一般介護予防事業費、12節委託料の不用額は、主に元気アップ教室事業委託料の委託料単価が予算時の見込みよりも低額となったことによるものでございます。次に328、329号をお願いします。2項包括的支援事業・任意事業費、2目包括的支援事業費、12節委託料につきまして、不用額が生じた主なものは、地域包括支援センター支所運営委託料でございます。こちらは時間外勤務手当が見込みよりも少なかったことが主な原因となっております。3目任意事業、7節報償費につきましては、市長が成年後見人の申し立てを行った方のうち、低所得者で財産のない被後見人に係る後見人報酬を支出するものでございますが、予算では3件の後見人報償費を見込んでいましたが、請求の実績がなかったことから全額が不用額となっております。330、331号をお願いいたします。11節役務費は、成年後見審判の申立件数が想定よりも少なかったことから、不用額が生じております。12節委託料の地域見守り型配食サービス事業は、地域ボランティア組織による配食サービスを通じて地域見守りを行っております。個人の負担分として1食200円または250円をお支払いいただき、決算書の316、317号の歳入でございますが、9款の諸収入、3項、1目の雑入の配食サービス利用料で収入をしております。利用者の減少により配食数が想定を下回ったことから不用額が生じることとなりました。次に、4款保健福祉事業費、1項保健福祉事業費、1目保健福祉事業費、19節扶助費でございます。介護用品支給の利用者数が63人となり、想定よりも少なかったことから不用額が生じております。次に、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金でございます。基金利子積立金につきましては、基金預け入れ時から預金利率の上昇がございましたため、予備費を充用し、9月20日と3月7日に預け替えを実施しております。また、介護給付費準備基金積立金は、令和5年度決算により、令和6年度に追加交付となった国庫支出金及び支払基金交付金を準備基金に積み立てております。令和6年度末の準備基金残高は3億5,613万1,048円となりました。令和6年度に準備基金を取り崩した結果、令和5年度末の残高から約1,666万円の減少となっております。以上により歳入歳出差引残額は3,296万3,295円となりました。引き続きまして、介護サービス事業勘定の御説明をさせていただきます。336、337号が歳入で、338、339号が歳出となっております。介護予防支援事業として、地域包括支援センターが実施する予防給付に関する介護予防サービス計画作成業務、給付管理業務及び介護報酬の請求などを実施するものでございます。介護保険事業勘定繰出金につきましては、前年度より144万2,783円増加し、歳入歳出差引残額は0円となりました。

委員長（坂ノ井 徳） 　ただ今の説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（長友 光子） 決算書はいろいろたくさん散らばっているんですが、323ページの居宅介護サービスに関してお尋ねします。決算成果説明書では、143ページの4番に居宅介護サービス受給者数が示されていますが、そこに関連すると思います。令和6年4月より、訪問介護の報酬が引き下げられまして、その辺の影響が出ていないかをお尋ねしたいです。勉強不足で、柳井市の訪問介護の事業所はどれだけあるのか、そしてその経営状態はどうかということをお尋ねしたいです。

高齢者支援課長（藤井 裕久） ヘルパー事業所数につきましては10事業所となっております。

委員（長友 光子） そこで訪問数が少なくなったと先ほど説明がありました。施設が増えて訪問が少なくなったと聞いたのですが、やっぱり訪問介護というのは自分が住み慣れたところで、できるだけ住んでいたいという方の希望が叶えられる介護方法だと思うんですけども、それが、介護報酬が引き下げられて経営に負担がかかっているのではないかと心配です。全国的には訪問介護事業所の倒産が相次いでいると聞いていますので、柳井市ではどうかということをお尋ねしたいと思います。

高齢者支援課長（藤井 裕久） ヘルパー事業所の状況でございますが、まず、利用状況につきましては、給付費が想定よりも減っているということをお説明しましたが、令和5年度から利用者数、利用実績は増加しております。想定よりも給付費が少し減ったということでございます。その原因としましては、施設介護給付費、こちらの施設の入所費が増えておりますので、在宅から施設に入る方が多かった、あるいはこちらの給付費が伸びておりますので、入所者数の割合が増えていったと分析しています。市内のヘルパー事業所の数につきましては、現在の所不足しているという状況ではないと考えております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（平井 保彦） 319ページの介護認定審査会費のところですが、報酬で残が出たのは審査会の開催が少なかったからだという説明だったと思うんですが、少なかったということは、要は認定される人が少ないということだろうと思うんですが、これは、認定を受ける人が顕著に減少しているのか、今回少なかったのはばらつきの範囲なのか、その辺りの傾向を教えてくださいたいと思います。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 介護認定審査会の開催数の減少につきましては、現在認定期間、こちらが以前に比べて長期化しています。最長48か月までの認定が認められるということになっております。これによりまして、更新の方の件数、こちらが少なくなってきたことが要因のひとつとなっております。介護認定の実際の認定者数につきましては、若干の増減はございますが、決算成果説明書143ページにございます総数は2,105名となっております。令和5年につきましては2,132名ということでございますので、若干の増減はございますが、今のところ横ばいの状態で推移しているところでございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、認定第6号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって、認定第6号は、全員異議なく認定と決しました。次に、大きな2点目の閉会中の付託調査事項について、審査を行いたいと思います。市民生活に関わる社会福祉について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

健康福祉部長（益田 昌明） この度はございません。

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようございましたら、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、市民生活に関わる社会福祉についての協議・審査を終わらせていただきます。続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

健康福祉部長（益田 昌明） その他もございません。

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでございますので、各委員さんのほうから、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

委員（山本 達也） 決算とは直接関係なかったから145分のところで聞かなかったんですが、民生委員さんのなり手不足というか、結構未定のところがあって非常に皆さんが御苦労されていると委員会でもあったんですが、その後の状況を教えていただきたいのと、そうはいつでも厚労省の任命を受けてやる大切な事業なんで、そう軽々にどなたでもということもないとは思いますが、中にはさせてくれというようなこともあって、協議されているという状況も耳に挟んだんですが、そんなこともあるんですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 令和7年12月1日が民生委員の3年に1回の一斉改選ということでございます。いま柳井市に107名おられて、3名の欠員ということでございます。ただ、そこを含めて今回年齢であったり、そういった辺りで交代される方が数多くおられて、その補充に努めているところでございます。8月に1回推薦会を行いまして、一定の委員の御承認をいただいて、現在、県に推薦の準備をしているところでございます。山本委員のおっしゃるように、適格要件がございまして、人権上、市民に寄り添える方であったり、その辺りは民生委員法に係る要領に基づくものですが、なかなか人となり私どもも分からない中で、地域からの推薦ということで今までお願いしておりましたが、国の要件の中で、立候補も可能ということになりまして、その辺りは私どもも民生委員をこれから推薦する中で、適格要件にあった方を、しいて言えば市民の方への不利益にも繋がることとございますので、そこは確実に法の手順を踏んで、推薦会委員もおられますので、その方々の意見を聞きながら推薦会で審議をいただくという形で行っております。実際、いま107名おりまして、この任期中に亡くなられた方もおられまして、急遽地域の中で探すという事案もあります。山本委員もおっしゃいましたが、自らがという方もおられまして、事務局としては整理を行っているところでございます。

が、なかなか苦勞しているのが正直なところでございまして、自治会長であったり、コミュニティの関係の方とか、いろいろな推薦をいただくんですが、実際お会いして、御説明してお願いしても仕事や家庭の都合で断られたり、なかなか難しいなということは実感しております。ただ、私どもの責務としては、民生委員は必要でございまして、できる限り補充に努めていきたいということでございます。

委員（山本 達也） お疲れ様でございます。今後ともよろしく申し上げます。もう1点、放課後児童クラブの件なんですが、これも決算と関係なく耳にしたんですが、柳北が4月から直営されていますよね。これは順調にいらいますか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 概ね順調にいらいます。柳北児童クラブは若葉保育園をお借りしまして、その施設に職員を派遣して行っているのですが、若葉のルールと私どものやり方といろいろと確認しながら使わせていただいております。そちらのやり方に沿って実施させていただいておりますので、いろいろありますが、協力しながら実施しているところです。

委員（山本 達也） 冒頭に順調にいらいますと言われたので、僕の取越し苦勞かなと思ったんだけど、これも施設の運営が変わったことでかなりの摩擦もあるのではないかと直感しています。ですから、大変でしょうが、しっかり落ちのないように言うべきことは言って、すべての中心は子どもさんですから、その辺の感覚で頑張ってください。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございせんか。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 委員長、よろしいでしょうか。先ほどの長友委員から御質問がありました訪問介護、ヘルパー事業所数の数について訂正させていただきたいと思えます。先ほど10件と御説明いたしましたが、最新の市内のヘルパー事業所、訪問介護事業所の数につきましては8件となっております。

委員長（坂ノ井 徳） 長友委員よろしいですか。

委員（長友 光子） 2件ほど減った理由は分かりますでしょうか。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 1件につきましては、ヘルパーが高齢化したことによる廃業、もう1件につきましては、事業所の運営の効率を鑑みてこの事業から撤退したとお聞きしております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございせんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございましたら、3点目のその他の事項について、終わらせていただきます。

以上をもちまして、健康福祉部関係を終わらせていただきます。

各委員の皆様、そして執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。

ここで、委員会を休憩し、11時5分から再開したいと思います。

（ 午前10時50分 休憩 ）

（ 午前11時 2分 再開 ）

委員長（坂ノ井 徳） ただ今から、市民部関係について、審査を進めたいと思えます。

発言の際には、大きな声でハッキリと発言していただきますよう、お願いいたします。

まず、分割付託となっております認定第3号、令和6年度柳井市一般会計歳入歳出決算認定について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

税務課長（礪部 理子） それでは、市税歳入について御説明いたします。決算書は54、55頁、併せて、令和6年度決算成果説明書25頁から26頁に個別税目の現年度分及び滞納繰越分の調定額、収納額、収納率、不納欠損額などの状況について掲載してございます。決算成果説明書で御説明させていただきます。決算成果説明書25頁をお願いします。税目別では、上段から市民税は、現年度調定額15億7,112万6,000円に対し、収納額15億6,051万2,000円でございます。還付未済額を差し引いた額で算出した収納率は、表の右側でございます99.30%、前年度は99.03%で、0.27ポイントの増でございます。滞納繰越分調定額5,281万2,000円に対し、収納額918万7,000円、収納率は17.40%、前年度12.74%の4.66ポイントの増となっております。現年度、滞納繰越合計の収納率は96.63%、前年度から0.34ポイントの増となっております。固定資産税でございます。現年度調定額25億4,335万6,000円に対し、収納額25億2,494万6,000円、収納率は99.26%、前年度と同率になってございます。滞納繰越調定額5,077万9,000円に対し、収納額1,256万2,000円、収納率は24.72%、前年度7.73%でございます。16.99ポイントの増となっております。現年度、滞納繰越合計の収納率は97.80%、前年度から1.47ポイントの増となっております。軽自動車税でございます。現年度調定額1億1,809万3,000円に対し、収納額1億1,642万5,000円でございます。収納率は98.59%、前年度98.36%でございます。0.23ポイントの増となっております。滞納繰越分につきましては、調定額711万5,000円に対し、収納額105万9,000円、収納率は14.88%、前年度10.15%で4.73ポイントの増となっております。合計の収納率は93.83%、前年度93.49%で0.34ポイントの増となっております。市たばこ税につきましては、調定額2億1,232万7,000円と同額の収納額で、収納率は同率で100%の収納となっております。三段下がりまして、都市計画税でございます。現年度調定額2億7,387万円に対し、収納額2億7,316万7,000円、収納率は99.72%、前年度99.29%の0.43ポイントの増となっております。滞納繰越分につきましては、調定額1,289万7,000円に対し、収納額173万5,000円、収納率は13.44%、前年度4.34%です。9.1ポイントの増となっております。合計につきましては、調定額2億8,676万7,000円に対し、収納額2億7,490万2,000円、収納率は95.84%、前年度から3.24ポイントの増となっております。一番下の段が合計になってございます。現年度調定額47億1,877万2,000円に対して、収納額は46億8,737万7,000円で、収納率は99.31%、前年度の99.20%と比較して0.11ポイントの増となっております。収納額といたしましては、前年度と比較して8,055万円の減収となっております。滞納繰越につきましては、調定額1億2,360万3,000円に対して、収納額は2,454万3,000円で、収納率は19.85%、前年度の9.03%と比較して10.82ポイントの増となっております。収納額につきましては、前年度と比較して954万9,000円の増収となっております。現年度と滞納繰越分

を合計した額につきましては、調定額48億4,237万5,000円に対し、収納額47億1,192万円で、収納率は97.29%。前年度と比較して1.1ポイントの増となっております。収納額につきましては前年度と比較しまして、7,100万1,000円の減額となっております。減収の主な要因といたしましては、定額減税の影響による減収でございます。定額減税による減収につきましては、地方特例交付金による減収補填がなされることとなっております。また、不納欠損額につきましては、列の右から3列目でございます。令和6年度の不納欠損額は、現年課税分と滞納繰越分を合わせて1,779万5,000円で、前年度と比較しますと4,825万円の減額となっております。減額の主な原因といたしましては、前年度に固定資産税の大口の不能欠損がございましたので、こちらが主なものとなっております。不納欠損処理につきましては、今後も、滞納者の実態を十分把握し、滞納額が蓄積しないように早め早めの対応を行うよう、適正に取り組んでいきたいと考えてございます。市税歳入につきましては、以上でございます。

市民生活課長（應潟 雄一） それでは歳出について御説明させていただきます。決算書の114号をお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、3目広報広聴費でございます。市民生活課分といたしましては、7節報償費、無料弁護士相談の弁護士の報償費でございますが、予算どおりの執行となっております。

税務課長（磯部 理子） 続きまして、決算書の130号、131号をお願いいたします。2項徴税费でございます。1目税務総務費につきましては、概ね予算どおりに執行しております。次に、2目の賦課徴収費でございます。不用額の主なものについて、御説明いたします。下段の10節需用費でございます。こちらの不用額の主なものにつきましては、印刷製本費につきまして、電算帳票の入札減により不用額が生じたものでございます。決算書の132、133号をお願いいたします。11節の役務費でございます。役務費の不用額の主なものにつきましては、手数料につきましては、銀行やコンビニ収納に係る金融機関等へ支払う手数料の実績による減額でございます。12節委託料の不用額の主なものにつきましては、地籍関係の測量登記委託料について、地籍図の修正がなかったことによるものでございます。18節負担金補助及び交付金、こちらの不用額の主なものにつきましては、広島広域都市圏で共同撮影した航空写真作成業務負担金につきまして、実績案分により負担金額が減額となったものでございます。22節償還金利息及び割引料でございます。こちらの不用額は、9月までの還付実績が多く推移しておりましたので、12月に200万円ほど増額補正しております。下半期において法人市民税の予定納付後の確定申告による還付、個人市民税の株式の配当割・株式等譲渡所得割の源泉徴収後の確定申告による還付が、補正後想定ほど生じなかったことによるものでございます。

市民生活課長（應潟 雄一） 続きまして、134号をお願いいたします。3項、1目戸籍住民基本台帳費でございます。不用額の主なものを申し上げます。まず、11節役務費になります。このうち、通信運搬費において、実績によりまして61万9,000円の不用額が生じております。また、システム更新作業料においては、見込みほど更新作業料がかからなかったことによりまして256万5,000円の不用額が、そして、12節委託料になりますが、繰越明許費の住基システム改修委託料、これも見込みほど費用がかかりませんでしたので456万5,000円の不用額が生じております。次のページをお願いいたします。13節使用料及び賃借

料でございます。住基ネットシステム使用料が当初より新システムの運用開始が遅くなりましたので、118万7,000円の不用額が生じています。次に144万を願います。3款、1項社会福祉費、中段の27節繰出金の不用額602万5,000円の詳細につきましては、後ほど国民健康保険事業会計のほうで御説明させていただけたらと思います。次に148万を願います。6目の国民年金費でございます。こちらは、ほぼ予算どおりの執行となっております。次に150万を願います。8目老人福祉費ですが、18節負担金補助及び交付金でございます。上から2行目と3行目、後期高齢者医療療養給付費負担金と後期高齢者医療広域連合事務費等負担金は、予算に沿った支出となっております。続きまして、178万を願います。4目の公害対策費になります。6年度は、環境審議会を中電柳井発電所2号系列リプレース関係で2回開催いたしましたけれども、その他についても予算化しておりましたが、そちらは審議会の開催がございませんでしたので、委員報酬や報償費、旅費等に不用額が生じています。続きまして、180万を願います。6目の環境衛生費でございます。18節の負担金補助及び交付金において、予算額2,033万5,000円に対して、491万円の不用額が生じておりますけれども、この中で市民生活課分といたしましては、予算額95万9,000円で、不用額が3万5,000円で、ほぼ予算どおりの執行となっております。続きまして、182万を願います。7目予防費でございますが、こちらは予算どおりの支出となっております。8目斎苑管理費になります。不用額のうち、報酬、給料、職員手当等は、勤務実績によるもの、需用費については光熱水費など、斎苑の利用実績と経費の節減による減額でございます。188万を願います。2項清掃費、1目清掃総務費の不用額の主なものは、これも職員の勤務実績によりまして、報酬、給料、職員手当等に不用額が生じております。2目塵芥処理費になります。不用額の主なものといたしましては、189万の10節需用費でございますが、不燃物処理場のポンプ修繕料において、故障が発生しなかったことによりまして、175万6,000円の不用額が生じています。次のページになりますが、12節の委託料では、備考欄中段の資源化ごみ処理業務委託料、こちらについて、実績によりまして、204万7,000円の不用額が生じています。13節使用料及び賃借料では、平郡航路のフェリー使用料がごみやし尿の運搬回数の実績により不用額が生じております。18節負担金補助及び交付金では、自治会が行う資源ごみ回収奨励金に104万9,000円の不用額が生じております。一般会計については、以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただ今の説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、願います。

委員（平井 保彦） 市税の関係で総じて収納率が上がったという報告だったと思うんですが、何か工夫をされて上がったのか、たまたまそうなったのか、その辺りを教えていただけますか。

税務課長（磯部 理子） 滞納整理の御指摘でございます。例年どおり実施しております催告と催告後のフォローアップ、それから預貯金調査、そういったものを主にしております。こちらは例年どおり実施していますが、昨年におきましてはフォローアップにつきまして少し強化を、それから預貯金調査、財産調査でございますが、こちら前年比べて多く調査をして、納税者の方の実態把握というものに努めました。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 183ページの18節負担金補助及び交付金の山口県動物保護管理協会負担金について、これはどういった内容に対しての負担金ですか。

市民生活課長（應潟 雄一） 県の動物保護管理協会のほうで、19市町が負担しておりまして、基本割と人口割で負担金の決定がまいりまして、それを支払うというものでございます。

委員（山本 達也） それはいいので、何に使われているの。

市民生活課長（應潟 雄一） 動物愛護思想の普及啓発、適正飼養の推進、動物愛護センター業務等に使用しているということでございます。

委員（山本 達也） 当地において実績例とか、実情、保護に関してこのような内容で活動を行っていますというのがあるんでしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） 2月に総会がございまして、それに参加したりということでございます。

委員（山本 達也） 啓発か何かやっというらっしゃるんですね。それに対する負担金じゃないんですか。総会やるために参加するための負担金ですか。

市民生活課長（應潟 雄一） 動物愛護協会のほうでも、ホームページで啓発活動をいたしましたり、獣医師会とか民間8団体の方と調整して活動されていたり、種々事業をされているということでございます。

委員（山本 達也） その種々事業というのだけど、活動目的というのはいったい何のためにやっているんですか。

市民生活課長（應潟 雄一） 動物愛護管理協会の定款でございますけれども、県民への動物愛護思想の高揚とか、保護及び管理に関する必要な知識や技術の普及を図ることを目的に設立されている協会でございます。

委員（山本 達也） それは資料を見れば分かることなんで、実態が知りたかっただけです。ただ単に負担金と言われれば出すというのではなくて、金額の大小でなくて。続けて、191ページの18節負担金補助及び交付金の最下段、資源ごみ回収奨励金に104万9,000円不用額が出たとおっしゃいました。当初見込みよりも相当な減なんですけど、回収率が悪いとか、どういう内容でこれだけの不用額が出たのでしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） 資源ごみ回収奨励金につきましては、自治会とか各種団体さんが資源ごみ回収をしていただきまして、その実績に基づいて1kg当たり5円の奨励金、それと運送していただく業者に手数料がかかりますので、量が少なくて1回が2t未満の場合は1回あたり5,000円の奨励金を払っているものでございまして、その活動実績が見込みより少なかったということで、その原因というところまでは。登録団体といたしましては現在71団体の登録をいただいているところでございます。

委員（山本 達也） 内訳はいいんですよ。不用額が見込みに対してこれだけの金額が残るということは、要はどういう傾向にあるのか、内容が知りたいというだけです。

市民生活課長（應潟 雄一） 令和5年度でいいますと登録団体が90団体あったんでございますが、それが令和6年度では71団体に減っております。ただ、登録団体の数といたしましては、概ね70団体前後だったのが5年度に90団体に増えまして、6年度にまた減ってしまったという。傾向としては6年度を除けばほぼ横ばいのような形ではないかと思えます。

委員（山本 達也） 分かりました。数式のことを聞いているわけではないんですけども、それはそれで分かりました。内容は結構です。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、認定第3号中の市民部所管部分について委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって、認定第3号中の市民部所管部分については、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次は、認定第4号、令和6年度柳井市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（應潟 雄一） それでは、国民健康保険事業特別会計の決算について、御説明いたします。284頁をお願いします。決算成果説明書は、134頁からとなります。まず、歳入でございます。1款国民健康保険税でございますが、被保険者数の減少等により、前年度に比べ、約1,671万円の減少となっております。収納率につきましては、現年度分が94.92%、滞納繰越分が14.45%、全体で80.88%となりまして、令和5年度と比較して0.22ポイントのプラスとなっております。次に歳出でございます。290頁をお願いします。1款総務費、1目一般管理費のうち不用額の主なものとして、12節委託料のうち電算共同事業委託料が実績によりまして112万6,000円、電算システム改修委託料が実績によりまして128万1,000円の不用額が生じております。2款徴税费、1項賦課徴収費のうち1節の報酬におきまして不用額は、会計年度任用職員であります徴収嘱託員の実勤務日数によるものでございます。292頁をお願いします。11節の役務費は郵送件数や口座振替、窓口収納、コンビニ収納の取扱件数の実績により通信運搬費及び手数料に不用額が生じております。292頁から295頁にかけてまして、2款保険給付費の不用額は、給付等の実績により生じたものでございます。294頁をお願いします。3款国民健康保険事業納付金は、予算どおりの執行となっております。4款、1項、1目保険事業費の主な不用額は、12節委託料の保健指導事業委託料で、糖尿病性腎症重症化予防事業及び柔道整復施術内容点検・適正受診指導業務委託料の対象件数が伸びなかったことにより、133万7,000円の不用額が生じております。18節負担金補助及び交付金でございますが、人間ドック利用料補助金の不用額が336万4,000円、利用者が予定数に満たなかったことによるものです。296頁をお願いします。2項、1目特定健康診査等事業費でございます。12節委託料のうち、特定健康診査委託料が受診者が予定数に満たなかったことにより、724万円余りの不用額が生じています。順番が入れ替わってしまいましたが、特定保健指導委託料では、対象者に指導勸奨を行

いましたが、保健指導を受けられなかったことにより、不用額が37万2,000円生じています。5款基金積立金は、予算どおりの支出となっております。6款諸支出金、2目保険給付費等交付金償還金の不用額は、国民健康保険保険給付費等交付金の額が確定したことによる不用額でございます。歳入歳出差引額は、1億1,381万9,359円となりました。この繰越金の処理については、12月の補正予算で計上する予定としております。

委員長（坂ノ井 徳） ただ今の説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（長友 光子） 決算成果説明書の140頁をお願いします。国保の未収額、収納率というのが示してありますが、ずっと未収が20%程度あるということです。この点、どのようにお考えですか。

税務課長（磯部 理子） 国民健康保険税の収納率におきましては、他税の一般税に比べて低い状況になってございます。主な要因といたしまして、国民健康保険税につきましては、前年所得や加入者数によりまして賦課決定をされます。納税時期における担税力、それから応益部分に関する賦課がどうしても発生しておりまして、なかなか納税が他税に比べて低い状況になってございます。こちら、納税折衝で期限内納付が難しいという御相談もございますけれども、早期完納が見込めるように納税相談、その辺りも行い、分割納付となる場合もございますけれども、随時納税者の方の状況を確認いたしまして、完納に進めるように努力してまいりたいと考えておりますが、なかなか収納率が上がっていないという状況でございます。

委員（長友 光子） ほかの社会保険や共済の保険と比べて、やはり高いということではないでしょうか。担税力に見合わない高額な税金であろうと思います。その1つが、やはり均等割というのがあると思うんですが、子どもの均等割について、18歳以下の子の均等割を課している人数が分かりますでしょうか。

税務課長（磯部 理子） 申し訳ございません。具体的な18歳以下の方の人数に関しては手持ち資料がございませんので、後ほどお答えさせていただくということによろしいでしょうか。

委員（長友 光子） 分かりました。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 決算成果説明書138頁の保険税収納状況なんですけど、現年分も滞納分も医療分と支援金分と介護分に分かれているじゃないですか。これって、銀行引き落としとか納付書で払うときも1枚じゃなかったかなと思ったんですが、別々だったですかね。だからこんな形になるんですか。それぞれが違うんですか。

税務課長（磯部 理子） 納付につきましては合算したもので年額を計算し、10期に分けています。その内訳として、納税者ごとに医療分、支援金分、介護分と別れてございます。お支払いいただくときは合算したものになってございます。

委員外議員（藤沢 宏司） じゃあ中を案分するということ。

税務課長（磯部 理子） その方々によって、案分というか所得に応じた医療分、支援分、介護分

と計算させていただいております。

委員外議員（藤沢 宏司） 例えば5万円だったら、中は3万、1万、1万となつてたとすると、4万円しか払わなかったら上から取っていくわけ。3万、1万とか。そういう形にするわけ。それか均等にするの。5万円で4万円だったら8割だから全部8割でかけてやるんかね。

税務課長（磯部 理子） 一部納付の方につきましては案分で入金させていただいております。おっしゃっていただいたように5万円のうち、4万円しか御納付がない方は、その方の医療分、支援金分、介護分をそちらの割合で案分して納付をさせていただいております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、認定第4号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 異議なしと認めます。よって、認定第4号については、全員異議なく認定と決しました。

次は、認定第7号、令和6年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（應潟 雄一） 後期高齢者医療特別会計ですが、決算書は342万、決算成果説明書では148万になります。それでは、歳入のほうから御説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料でございますが、保険料率の改定及び被保険者数の増加等により、前年度に比べて、6,667万円の増加となっております。全体の収納率でございますが、99.32%となっております。昨年度と比較して0.21ポイント減少となっております。次に歳出でございます。346万をお願いいたします。1款、1項、1目一般管理費は、ほぼ予算どおりの執行となっております。2項、徴収費、1目、賦課徴収費は、不用額の主なものとしては、10節需用費のうち、納付書等を印刷いたしました印刷製本費の残額によるものでございます。2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市が徴収した保険料等を広域連合に納付するもので、実績によりまして不用額が生じております。3款、1項の償還金及び還付金は、実績によりまして、不用額が生じております。歳入歳出差引額は、38万9,669円となりましたので、繰越金として広域連合に納付の予定でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただ今の説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようございましたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、認定第7号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって、認定第7号については、全員異議なく認定と決しました。

次に、大きな2点目の閉会中の付託調査事項について、審査を行いたいと思います。環境に関する調査について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

市民生活課長（應潟 雄一） 市民生活課から2点御報告させていただきます。フォルダの資料番号1の市民生活課にごございます資料に沿って御説明させていただきたいと思います。1点目でございます。例年は、6月第1日曜日に実施しておりました柳井市をきれいする実践活動の日につきまして、11月16日に実施を予定しております。本年5月の本委員会で御報告させていただきましたが、例年の実施日が柳井地区の下水溝清掃の翌週の実施ということで、時期の変更を希望するような御意見を頂戴しておりましたので、それらの御意見を受けまして、柳井市快適環境づくり推進協議会の理事会にお諮りして、日程を変更したものでございます。本年につきましても、引き続きまして、小さな親切運動の柳井支部と連携しまして、全国各地で約50万人が参加する日本列島クリーン大作戦と共催するような形で、清掃活動を実施いたします。当日は柳井駅南中央広場で出発式を行いまして、そのあと周辺の清掃活動を行います。市民等への周知につきましては、10月9日の広報やないのほか、同日の自治会長便にて、案内チラシの回覧をお願いする予定にしております。議員の皆様には、別途御案内文を発送させていただきますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。2点目でございます。柳井ひとづくりアカデミーについて御報告させていただきます。2点目になりますけれども、今回は今年度2回目の開催となりますが、山口県立大学国際文化学部情報社会学科の准教授で、NPO法人フードバンク山口の理事長の今村主税さんをお迎えして、食から考えるSDGsエシカル消費で家庭から始めるエコな生活と題した講演会を行うものでございます。11月8日土曜日14時から1時間半程度の講演でございます。ぜひ御来場いただければと思います。また、昨年度、柳井まつりの環境ブースの中で、フードバンクポストを設置しておりますが、本年は、10月の食品ロス削減月間に併せまして、10月1日から市役所の市民生活課のカウンターにフードバンクポストを設置してございまして、11月23日の柳井まつりまで、設置の予定でございます。また、ひとづくりアカデミーと柳井まつりでは、それぞれ会場での設置を予定しています。

委員長（坂ノ井 徳） ただ今の説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（山本 達也） 日本列島クリーン大作戦なんだけど、柳井ってきれいよね。あの大きな袋を2つもらって毎年歩くんだけど、何を入れようかと思うくらいきれいなんよ。ここに毎年来る前に地域でもやりよるんですけど、地域でもあまりないんですよ。ところが、あるのが主要県道、柳井玖珂道路。草刈りなんかをやった後に通ってみて。すごいから。それも柳北側の人、馬皿の人があの日はやっていくから。だから、伊陸側は伊陸の大口というところの地区の人が随分きれいにやって。あそこだけで、ものすごい量が出るんですよ。部長さん知ってる。通

りが違うか。部長さんは黒杭通るんか。

市民部長（藤森 齊） あちらの筋も同じです。

委員（山本 達也） 柳井市のクリーン作戦だったらたまには場所をある程度変えてみるとか、本当に毎年来るけど、あれは何を入れようかと思って。その辺は、恒例行事だからやるっていうのではなくて、実際にやっぱりきれいにしたいようなところもいろいろ分割するのもいいのではないかなと思うし。地域の人がやっているけど、手に負えないほどありますよ。

市民生活課長（應潟 雄一） 下水溝清掃の翌週だからごみが少ないのではないかというようなお話も昨年度まではいただいていたので、そのあたりで日付を変えたということもございます。今後についてはまた考えていきたいと思います。

委員（坂ノ井 徳） 私も山本委員のおっしゃるところ馬皿でずっとやりますし、石井ダムの辺りもよくやるんですが、公共的なところについては、殊更お願いしたいと思います。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） ひとつくりアカデミーでフードバンクを設けるって言われましたが、これってどこで使っているんですか。

市民生活課長（應潟 雄一） フードバンクセンターはこのあたりだと光が拠点になっていまして、柳井ではアルク柳井中央店、マックスバリュ柳井店、マックスバリュ柳井新庄店、ゆめタウン柳井店、ホンダカーズ光東店にフードバンクがありまして、そこを拠点の方が回収して、配布という形をとっています。

委員外議員（藤沢 宏司） 市の社協もいろいろな方に配りよってよね。そことの連携とかはないの。向こうを回って帰ってくるのか、直接行くとか、それはないですか。

市民生活課長（應潟 雄一） フードバンクも県のフードバンク山口といま連携をし始めたところで、社協さんの認識はあまりなかったの。そういう状況でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 1つだけお伺いします。建設経済常任委員会で不燃物処分場の埋立免許延伸を10年くらいやられたんですが、不燃物処分場の延命策をどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

市民生活課長（應潟 雄一） 埋立申請の中でもあちらは埋立の目的としてはスポーツ施設ということになっていまして、着工までの間に不燃物処理場の代替地を探す前提で埋立申請をしておりますが、現状ではなかなかその候補地がなく、議論が進んでいないというのが実情でございます。

委員（篠脇 丈毅） それを聞いているのではなくて、土木が扱っているんだったら土木と協議をして、都市問題として真正面から取組む姿勢が必要だと私は思っています。埋立免許を延伸す

る時に、柳井市の都市問題としての真向の考え方を前に出さないと埋立免許の延伸はできなくなるのではないかと危惧しておりますから、その辺をしっかりと協議をして、むしろ環境側が柳井市の都市問題として真正面から考え方を整理して、土木にはこれを理由にして、延伸を図ってくださいというべきだと思いますが、その辺はどうですか。

市民生活課長（應潟 雄一） 今回の埋立申請の中でも県と種々協議をする中で、目的の変更とかそういったものについても事業者を含めて話をしているところですが、今回の埋立申請については、目的の変更というのが今までの埋立申請との整合性を問われるということで、なかなか一筋縄ではいかなかったということがございますので、10年間延伸が認められましたので、どういう方法があるのかを含めて、今は方向性が見えていませんので、検討していきたいと思っています。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で環境に関する調査についての協議、審査を終わらせていただきます。

続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

市民部長（藤森 斉） ございません。

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございましたら、最後に、その他に各委員さんのほうから、市民部の所管に関わる事項について、何かございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでございましたら、以上で大きな3点目のその他の事項について、終わらせていただきます。

以上をもちまして、市民部関係を終わらせていただきます。

各委員の皆様、そして執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。

執行部の皆さんは、どうぞ退席してください。

【 執行部退席 】

委員長（坂ノ井 徳） もう1点ございますので、続きでやらせてもらってよろしゅうございますか。

【 「はい」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは次に、9月定例会で継続審査となっております、請願第1号、上関の使用済核燃料中間貯蔵施設計画への反対決議を求める請願書について議題といたします。

今後、この案件について、どのように審査を進めていくか、委員の皆様のお意見を伺いたいと思います。それでは、どなたからでも結構ですので、御意見をお願いします。

委員（篠脇 丈毅） 会期中の委員会でも申し上げましたが、井原市長がリーダーシップを取られて、1市3町も対象にしながら、また、1市3町の市民も対象にして、事業者及び国から、しかとした説明を求めていきたいとおっしゃっているのですから、その進捗状況を見極めたいと私は思います。したがって、引き続いて審査を続けていくことが、当委員会としてある

べき姿ではないかと思えます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 前回私もしっかり意見を言わせていただいて、それ以降、本日までの経緯を考えてみていただきたいのですが、篠脇委員がおっしゃったような、まったく同じ内容なのですが、繰り返し言いませんけれども、そこから今日までの経緯がまったく変化がない状況にあって、何もそれ以上、私どもも委員会で継続という中身を変えなければいけないような状況にないということだと思えます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（長友 光子） 継続ということは、中身をずっと継続してこの場で審議していくという意味でよろしいでしょうか。

委員長（坂ノ井 徳） 審議事項があれば。

委員（山本 達也） その前にいいですか。

委員長（坂ノ井 徳） はい、どうぞ。

委員（山本 達也） 長友委員がこちらに向けられての質問だったようなので、お聞きするのですが、本会議の行司役としてお聞きしているのは、長友委員の一貫してる意見は、双方のいろいろな意見を伺った上でと会議録にもありますが、先般のこの委員会での発言とは少し矛盾しているのではないかと。私は少し不思議に思いました。私に問われるのであれば、その前にお聞きしてみたいと。皆さん、そう思いませんか。

委員（平井 保彦） 一般質問と違っていました。

委員長（坂ノ井 徳） お答えできますか。

委員（長友 光子） 一般質問では、両方の立場からの説明を求めました。それは市民の理解を求めると言いますか、その辺は十分に理解をしてもらうために必要だと思いましたので、求めました。そして、今回の請願に対する、私が採択すべきという意見を持ったのは、しっかり理解をするとという説明会を持つのは、市の責任でもあると思います。それから、国と中電が説明会をするというのも説明責任であると思います。それはそれで説明はすべきだと思います。その上で、今回の請願、そして今までの運動を踏まえますと、今情勢はとても変わってきていると思います。3年前に調査を引き受けて以来、調査が始まり、調査が始まって審議をしようとする、調査が終わるまでというふうに審議が滞って、そして今回調査結果が出ました。予想通りの中電が、こういう結果が出ましたよということを、上関町を始め、周辺自治体の新聞に折り込んで、はい知らせますという形で知らせてきています。立地可能ですよということを知らせてきています。ということは、どんどん情勢は進んでいるということだと思うのです。このまま説明を待ってからとしたらどうなるのでしょうか。上関町長は町民に問うということは、町議会議員は町民の代表だから町議会で決めるというふうにおっしゃっています。もう、上関町はどんどん、決めようとしています。調査を受け入れるということに対しても、一応議会には諮りましたけれども、採決もせず、町長が受け入れをして、即2週間で受け入れをしました。そういうふうに情勢が進んでいる中で、私たちは今柳井市民が表している不安、反対という思いを受け止めなければ事を失するという情勢ではないかと私は思っております。

委員（山本 達也） 委員長。

委員長（坂ノ井 徳） はい、どうぞ。

委員（山本 達也） これから、皆さんの意見を聞いて討論するのであれば、協議をするのであれば、午後1時からやってください。

委員（長友 光子） 継続審査という意味はどういう意味だったのでしょうか。

委員（山本 達也） 私に聞いているのですか。それなら、とことん2人でやりますから、後ほどお話しして、委員会として今やっているのではないのですか。

委員（長友 光子） 体が、山本委員のほうへ向いているだけで、個人的に聞いているわけではありません。すみません。

委員長（坂ノ井 徳） 私の意見として言わせていただくと、このまま、我々もいつかどこかで聞いてみたいと、皆さん思っているところだと思います。ですから、いち早く、市長から中電さんに説明して欲しいというふうに、この委員会としてお願いをするということで、どうなんでしょうかね。

委員（長友 光子） 前回の委員会で継続審査というふうに決めたのは、採択か不採択かを決めなくて、ずっと継続していくという意味だったのですよね。

委員長（坂ノ井 徳） 継続そのものの扱いが極めて難しい。何を継続するのか。今までやったことを継続するのか、中途半端なんでしょうかね。受け取り方にもよりますよね。

委員（山本 達也） 本会議で諮って継続になりましたが、その理由は皆さん、きちんと述べたと思います。それ以降、さっきも言いましたが、何か変わったような状況になったのか。我々が意見を言った中身が1つでも、前に進んでいるのかいないのかということも含めて、状況も変わってない状況の中で、今また、継続はずっと継続なのかと言われるよりも、継続にしましょうと本会議でも決まって、それ以降の動きがないのに、また委員会で、次、どのようなことをしますかと言うならまだわかるけど、どんどん進めますとなっちゃって、何も私が、私どもが当該規制もないのに、事業計画を説明するとなると、事業所も国も相当の覚悟を持って周辺自治体に説明をされるだろうと思います。相当な大きな問題になるのは間違いないと思います。だから故により一層、私たちは軽々に判断してはいけないのではないかなというふうに思っている継続審査ですから。

委員（長友 光子） この場で話すのは、継続にするということをお話すわけですよね。採決をしないと言いますか。継続にするかどうかをまた、今日の委員会の意味はそういうことでしょうか。

委員長（坂ノ井 徳） そうですけど、さっき山本委員が言われましたが、何か変化があったのなら、それに対してという考え方かなと思いますが、先ほど私が申し上げたように、市長さんから説明を中電さんなりに求めるのなら、早く中電さんに求めるというぐらいしか継続する意味がないと私は考えます。

委員（長友 光子） 継続すると決めたのは、説明を聞いてからというふうな理由だったからだと思いますので、説明をしっかり早い時期にしてもらおうようにということを今回この場で要望すればいいということでしょうか。

委員長（坂ノ井 徳） あえて言えばそれに近い話ではないでしょうか。我々がどうこうできないのではないのでしょうか。あえて言えば、中電さんに来ていただくか何かでお願いをするということしかできないと思いますが、どうでしょうか。

委員（山本 達也） 今、中電さんに、事業者に来て説明してもらおうとしても、立地は可能であるということしか、今の時点では説明がないのかなど。それ以上のものはないのではないかと思います。それが何か決定づけることになるのかなど。私は大して意味はないと思います。立地可能ということに来てもらって説明してもらわなくてもいいのではないのでしょうか。

委員（田中 晴美） まったくそうです。

委員（山本 達也） それ以上何を聞くのだろうか。

委員（岡本 泰行） この件については私もそう思います。

委員長（坂ノ井 徳） 今は何を求めるかということで、現時点では何もないよということだったと思います。それについて皆さんの意見を伺いたいです。事業者に聞いても何も出てこないというふうに受け止めたのですが、それでよろしいですか。

【 「はい」と呼ぶ者あり 】

委員（長友 光子） はい、すみません。具体的な施設の規模とか仕様とか、工事の状況とかというのは、これからのことと思うのです。ですからまだ説明はできないとは思いますが、しかし、この反対している市民の思いは・・・。

委員（山本 達也） 委員長、続くのであれば休憩を挟んで午後からやりましょう。

委員（長友 光子） 継続審査と決まったので、このまま継続審査にしていくということを今回確認すればいいということですか。

委員長（坂ノ井 徳） そういうことですね。

委員（長友 光子） 決を採ると言いますか、継続審査は決まりましたよね。

委員（田中 晴美） 最初に篠脇委員が言われたことが一番正しいと思いますよ。それは待たないと仕方がないですよ。

委員長（坂ノ井 徳） まとめますと、市長は1市3町で、国及び事業者に対して、市民、町民も対象にした説明を求めていきたいということから、当委員会としては、その進捗状況を見極めるということによろしいでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、そのようにさせていただきます。

各委員の皆様、慎重なる御審査をいただき、誠にありがとうございました。これを持ちまして、本日の委員会を終わらせていただきます。お疲れ様でございました。

（ 閉会 午後 0時22分 ）

委員長署名 _____ 坂ノ井 徳 _____